

生活保護とは

生活保護は、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分自身で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的としており、生活保護法に基づいて行われます。

大分県では、保護の決定と実施に関する事務は、県及び各市が設置する福祉事務所で行われます。
※県内の「町村」にお住まいの方は、お住まいの町村役場が申請窓口となっています。なお、生活保護の決定などは、町村部に設置した県の福祉事務所が行います。

【生活保護制度の基本原則】

国家責任の原理 (生活保護法第1条)	生活に困窮する全ての国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。
無差別平等の原理 (生活保護法第2条)	この法律に定める要件を満たす限り、すべての国民がこの法律による保護を受けることができます。
最低生活保障の原理 (生活保護法第3条)	健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障します。
補足性の原理 (生活保護法第4条)	生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力等を活用し、また、他の制度による給付を受けてもなお満たされない部分について必要な保護を行います。

【生活保護制度の原則】

申請保護の原則 (生活保護法第7条)	保護は、保護を必要とする者（要保護者）、その民法上の扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始します。
基準及び程度の原則 (生活保護法第8条)	厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
必要即応の原則 (生活保護法第9条)	要保護者の年齢、健康状態等の事情を考慮し、個々の要保護者の実情に即した有効適切な保護を行います。
世帯単位の原則 (生活保護法第10条)	保護は、世帯単位で保護の要否や程度を判定して実施します。

【生活保護の種類】

生活保護は、次の8種類の扶助から構成されています。

扶助の種類 (8種類)	生活扶助	毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
	住宅扶助	家賃、地代または住宅の補修費などの費用です。
	教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用です。
	介護扶助	介護サービスが必要な場合の費用です。
	医療扶助	病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。(通院にかかる交通費も含まれます。)
	出産扶助	出産に要する費用です。
	生業扶助	技術を身につけるための費用や高等学校等への就学費用、就職準備などの費用です。
	葬祭扶助	葬儀などに要する費用です。

【生活保護の決定の方法】

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

最低生活費とは

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに、国で定めた基準により計算された1ヶ月分の生活費で、月によって金額が変わる場合があります。

収入とは

働いて得た収入や年金・手当など他の法律で支給される金銭、親や兄弟姉妹などの親族からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入を合計したものです。

●生活保護が受けられる場合（収入が最低生活費（国の基準）に満たないとき）

最低生活費	
収入	保護費

●生活保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るとき）

最低生活費
収入

【生活保護が決定されるまで】

生活保護の申請

生活保護を申請するときは、原則、申請書等（生活保護申請書、資産申告書収入申告書、同意書など）に必要事項を記入し、福祉事務所（町村部にお住まいの方は町村役場の生活保護担当課）に提出してください。

生活保護の要件（生活保護法第4条）

生活保護を受けるには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは活用していただくことになります。

①資産の活用	預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。 ただし、現在お住まいの住宅や障がいのために必要な自動車などは、一定の条件のもとに、福祉事務所からその保有を認められる場合もありますので、ご相談ください。
②能力の活用	世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。
③他法他施策の活用	生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当など）で、活用できるものがあれば、それを優先して活用していただきます。

【生活保護の相談・実施機関】

生活保護に関する相談窓口や保護の実施機関は以下のとおりです。

(市にお住まいの方)

相談窓口・実施機関	所在地	電話番号
大分市福祉事務所（生活福祉課）	〒870-8504 大分市荷揚町2-3-1	097-534-6111
別府市福祉事務所（ひと・くらし支援課）	〒874-8511 別府市上野口町1-1-5	0977-21-1111
中津市福祉部福祉支援課	〒871-8501 中津市豊田町1-4-3	0979-22-1111
日田市福祉事務所（社会福祉課）	〒877-8601 日田市田島2丁目6-1	0973-23-3111
佐伯市福祉事務所（社会福祉課）	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
臼杵市福祉事務所（福祉課）	〒875-8501 臼杵市大字臼杵7-2-1	0972-63-1111
津久見市福祉事務所（生活支援班）	〒879-2435 津久見市宮本町2-0-15	0972-82-4111
竹田市福祉事務所（社会福祉課）	〒878-8555 竹田市大宇会々1-6-5-0	0974-63-4811
豊後高田市社会福祉課	〒879-0692 豊後高田市是永町3-9番地3（高田庁舎）	0978-22-3100
杵築市福祉事務所（生活支援係）	〒879-1307 杵築市山香町野原1-0-1-0-2（山香庁舎）	0977-75-2405
宇佐市福祉事務所（福祉課）	〒879-0492 宇佐市大字上田1-0-3-0	0978-32-1111
豊後大野市福祉事務所（社会福祉課）	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1-2-0-0	0974-22-1001
由布市福祉事務所（福祉課）	〒879-5498 由布市庄内町柿原3-0-2（庄内庁舎）	097-582-1111
国東市福祉課	〒873-0503 国東市国東町鶴川1-4-9番地	0978-72-1111

(町村部にお住まいの方)

相談窓口（町村役場）	所在地	電話番号
姫島村役場（住民福祉課）	〒872-1501 東国東郡姫島村1-6-3-0-1	0978-87-2111
日出町役場（福祉対策課）	〒879-1592 速見郡日出町2-9-7-4-1	0977-73-3111
九重町役場（健康福祉課）	〒879-4895 玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-2111
玖珠町役場（福祉保健課）	〒879-4492 玖珠郡玖珠町大字帆足2-6-8-5	0973-72-1111

実施機関（県福祉事務所）	所在地	電話番号
東部保健所地域福祉室（姫島村、日出町）	〒879-1506 速見郡日出町仁王山3-5-3-1-2-4	0977-72-2327
西部保健所地域福祉室（九重町、玖珠町）	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇1-3-7-1	0973-72-9522